

大学の学内団体に対する監督義務*

(一T大学リンチ死亡事件
東京地裁昭48.8.29 民三二部判決)

松 元 忠 士
(政治学教室)

(事 実)

原告の息子Aは、昭和45年私立T大学に入学し、まもなく同大学の空手愛好会であるT会に入会したところ、同会の上級生が空手の練習と称して種々の暴行を加える状況であったので、退会を決意して高等学校在学時の担任であるB教諭を通じて電話で同大学C学生課長に対し、T会の練習が暴力的であること、退会を申出たところ暴力を受けたこと、および退会する際に会員より更にひどい集団暴行を受けるおそれがあることを伝えて、抗議するとともに、善処を要望した。これに対してC課長は、本来サークルへの入退部は、完全に自由であり、いかなる強制もなされていない旨を告げ、B教諭の不安を打ち払い、学生主事室に相談にすれば責任をもって解決する旨を告げて、相談に行くよう勧めた。同課長は、のちに学生主事Dにメモを渡し、善処方を指示した。Aと原告は、C課長の言葉に従い、翌日同大学学生主事室を訪れ、D主事に対し、T会の退会が非常に困難であること、強制的に練習させられ、練習中に暴行されること、退会しようとするれば集団暴行を受け、生命侵害の危険もあることを告げた。がこれに対し、同主事は、そのような事実は信じられないと声明し、原告らに責任をもって退会させるから、明日から安心して登校するように告げ、何かあったら学生主事室に連絡するようにと教えただけで、その後もAの退会を認めるような指導を一切とらず、T会に対する処置を放置した。Aは、5月29日以降登校しても極力T会の会員に会わないようにしていたが、会員らはAのアパートにしきりに電話をかけ、あるいは押しかけてきたりしたので姉といっしょに会員2名らと会ったところAおよび姉に対し、6月15日に同会の部室に正式の退会届を持参すれば、退会を認める旨約束した。そこでAは原告とともに、同日同大学T会控室を訪れ、長時間待たされたのち出会った上級生会員一人が退会は認められるであろうから、会員に挨拶していつてくれるようにと申出たのでAはこれに応じ、原告は上級生の言を信じてAを残して自宅へ帰宅した。ところが、上級生会員らは、その外の会員らとはかり「最後の練習」に名をかりて、Aに対し制裁として暴行を加え、前額部右側打撲により硬膜下血腫、くも膜下腔出血によりAを死亡させたものである。

(判 旨)

1. 判決は、「不法行為は不作為によっても成立する」と述べ、不作為の違法評価が成立する条件を

* Superpisory's responsibility of the Universityorgan toward a studentgroup in an University.

** Tadashi Matsumoto (Department of politics, Nara University of Education, Nara)

二つあげる。即ち、「(イ) 不法行為者と名指された者が結果の発生を防止することを法律上義務づけられていたことを要するが、当該義務(作為義務)は、法令の規定又は契約によって定められたもののみならず、私法秩序の一部をなすものとして法による強制を要請される慣習もしくは条理に基づく義務を含むと解すべきである。(ロ) 更に不作為が違法であるためには、右のような義務を負うものが、結果の発生を防止しうる事態のもとにおいて、その防止のために適当な行為をしないことを要する」という。以上の見地に立って、判決は事実認定に入り、CについてAの生命侵害の事前防止という作為義務を認定する。

(1) Cは、B教諭の電話で「T会の練習が非常に激しいこと、Aの退会を上級生が認めてくれないこと、同会の会員が暴力団風であること、退会しようとするれば集団で暴行される危険性があることを聴取し、しかもかねて前述のようなT会の性格、実態について相当程度の認識をもっていた」こと。「そして、空手(唐手)術が琉球伝来の拳法で、突き、受け、蹴りの三方法を基本とする術法であり、練習あるいは訓練に名をかり、多数の者が集団的意思のもと、この術法を悪用して特定人に暴行を集中するときは死の転帰をすら招くことはほとんど常識であり、特段の事情が認められない限り、Cもこのことを知悉していたものと認められる。しかも、Cは原告に対し、Aの退会の件に関しては自ら責任をもって解決する、又学生主事室へ相談にすれば責任をもって解決する旨を告げて、相談を勧めたのであり、Cの右の言明は、あるいはT大学の名誉を守ろうとする気持ちに出たものであるとしても、退学まで決意したAおよび原告の不安をある程度取り除き、円満な退会ができるかもしれないとの期待をもたせたことは推認するに難くない」

判決は、以上の諸点を総合判断して、「Cは(原告およびAらに対する関係では、特にその言明したところに従い、)Aの退会に伴う集団暴行による身体もしくは生命の侵害を防止する責務を負うに至ったとするのが条理に適う見方であろう。より具体的にいえば、CはT会の責任者と連絡をとり、すみやかに、かつ、円満にAの退会を認めるよう指示、指導をなすべき作為義務があったといわなければならない。特に、CはDの報告を聞き、集団暴行による危険につき、より切迫した認識をもったと認めるべきであるから、この段階に立ち至ってCとしては、なるべく早く同会の責任者に連絡をとることが必要であったとすべきであり、Cの前記作為義務は、Aの生命侵害の事前防止という一層特定した内容をとるに至ったといえる」と結論づける。

(2) 次に、Aの生命侵害の結果を防止することの能否について、「学生部が愛好会の設立届出を受理する事務を分掌している機関であり、もし愛好会であるT会の責任者がCの指示指導を受け容れない場合においては、大学当局からT会が練習のため体育館を使用することを禁止される措置を受けることもありうることは、前記Iで認定した愛好会に対する取扱に照らし、明らかである」とし、過去の事例からも「前記体育館の使用禁止は充分考えられることであった。従って、CやDが、それ相応の注意と指導をすれば、T会の責任者において一応の敬意をもって、耳を傾け、本件事故の発生を防止しうる事態であったことを否定できない。ことに、本件事故はT大学の施設である体育館内部において、かつ課外活動の時間帯に属すると認められる時間内に発生したものであって、これを大学の構外で夜間に発生する事故などと比較すれば、防止の処置をとることがさほど困難でなかったことも看過することもできない」とする。この外、防止処置の比較的容

易であった事情として、T会が総員29名の小集団で、特定の場所を練習場所としていたこと、大学の構内外に亘って機動的に出没して集団的暴行に出て、その間に死傷者を出すという種類の事故に対する対策などと異なることを挙げる。

- (3) 以上のように、良作の生命侵害の事前防止という作為義務があり、その防止処置が可能であったにもかかわらず、「CはBとの電話の1件をメモにとりDに手渡し、善処方を指示したのみで、Dからの報告を聞いた後も、そのままT会に対する処置を放置していたのであり、以上説明したところとあわせ考えるとCに作為義務の違反があったことを肯認しなければならない」
2. Dについても、判決はAの退会に伴う集団暴行による生命侵害を防止すべき条理上の義務があることを認め、そのような防止処置が可能であったことを認定する。そして、DについてもCと同様T会に対する処置を放置し、作為義務に違反する不作為があったことを指適する。
3. 本件事故とC、Dの不作為とAの死との相当因果関係について、「C、DがT会の責任者と連絡をとりAの退会を認めるよう指示、指導する措置をとったならば本件事故の発生を防止しえたことは前述したとおりであるから、CとDにおいて、右措置をしておけば、本件事故に至らずにすんだ蓋然性は極めて高いといわねばならない。よってC、Dの右不作為とAの死の間には相当因果関係があると認められる」
4. C、Dの過失について、「CについてはDからAおよび原告との面接の状況の報告を受けた当時以降、Dについては右面接の終了した当時以降、いずれも両名の立場に立つ者が通常払うべき注意をしたならば、前述のようなT会に対する適切な処置をしないことにより、Aが集団暴行を受け、生命を侵害させるに至ることを予見することができ、従ってそのような結果を回避することができたことは明らかであるのに、C、Dとも右の予見を欠如していたことが認められるから、右両名には過失があったとしなければならない」
5. 被告の「学生課長ないし学生主事が、学生が任意に参加する愛好団体への参加、不参加など集団生活に関与したり、監督したりすることが、プライバシーあるいは結社の自由の保護の見地から許されない」とする主張について、「学生がその加入している愛好団体から正当な理由に基き脱退しようとするに集団暴行を受け、生命すら危険に陥るとい状況が顕存していたものであり、学校当局者が本人およびその父親から右の状況を訴えられ、解決を求められたのである。このような場合に当局者が生命侵害の結果発生を防止するのに適当な処置をとるにつき、プライバシーあるいは結社の自由がこれを阻げる事由となると考えなければならない合理的根拠は全くない」と断すべきである。このことは、本人の所属する部や研究会が大学において正規の課外活動として承認し、学生に対し参加を勧奨している団体であることにかかわらず、理を異にするものではない。又、被告の「大学側がとりうる防衛的手段には限界があるとし、被害者本人をして強制練習などのことがあったとき直ちにこれを連絡させ、当該具体的事実に対し職員立会の上で適切な処置を講ずるのがとりうる最善の手段であると主張するが、本人が集団暴行の意思によって結合する多数の者のいわゆる練習の場に捕捉された本件のような場合には通用しない方策であること明白である」と判断する。
6. 使用者責任の要件の有無について、被告がC学生課長とD学生主事の使用人であることを確認したのち、「学生が課外活動として任意に結成した団体に加入した特定の学生が退部を申出ると集団

暴行を受け、生命の侵害を蒙るおそれがあり、しかも大学当局者が本人およびその父親から右状況を訴えられ、解決を求められたという場合、生命侵害の結果発生を防止するに適当な処置をとることは、当該大学を設置した学校法人の事業の範囲に属するということができる。《証拠略》によれば、被告は、その寄附行為において、教育基本法および学校教育法による大学、短期大学、高等学校および中学を設置経営することを目的とする旨定め、T大学その他の学校を設置することとしているが、「前記のように学生の生命侵害の結果発生を防止するのに適当な処置をとることは、被告の本来の目的事業と相当な牽連関係を有するものとみるべきである」、他方「《証拠略》によれば、T大学学生部学生課長は、総長を補佐して学生の訓育の任に当る学生部長を補佐し、学生の指導訓育に関する事務などを分掌する学生課の所管事項を管理し、所属職員を指揮することを担当職務とし、又、学生主事は、学生部各課長を補佐し学生を指導訓育すること、学生の品性の統治道義の高揚を図ることなどを担当職務とするものであり」、「前記のように学生の生命侵害の結果発生を防止するに適当な処置を講ずることは、まさしく学生課長および学生主事がそれにかゝる学生の訓育職務に属するものとみるべきである」

以上の認定から、Aの死の結果を生ぜしめたことについて被告の不作为による不法行為を結論づける。

（ 研 究 ）

本件は、被用者たるC、Dの職務執行につき不作为による不法行為が成立するものとして民法715条所定の使用者責任に基づく損害賠償事件である。が、教育法ないし大学法の観点からも、大学当局が課外活動を目的とする学内団体の行過ぎた暴力行為に対して、どのような、またどの程度の監督義務を負うかの課題を提起している。本稿は、学内サークル活動の不法行為の成否についてではなく、これらの観点から学内サークル団体に対する大学の監督義務の範囲とその法的根拠について論評する。

(1) 本件T会は、空手を活動目的とする学生の自発的な愛好会であるが、大学の認めた正規の課外活動団体ではない。T大学には、全学生で構成するT大学学生自治会と文化系の部や研究会および体育系の部で構成するT大学R会というサークル団体が存在するが、T会はこの団体に所属していない。しかし、R会に所属していない任意の同好会や愛好会も学生部への届出によって大学の管理運営規則に従って、大学の各種の施設の使用が許されるものであって、その限りで大学としてもそれらの学生団体の活動について、教育上の課外活動の意義を認めているものといえる。このような学内の学生団体についても大学の管理上の監督責任は及ぶものといわねばならない。同好会や愛好会の活動が、かりにR会に所属する団体と同様に、大学の正規の課外活動として認められていないとしても、そのことはただ、大学の正規の指導助言、援助を受けられない理由にはなりえても、大学の管理上の監督権から逃れることはできない。従って、被告がR会に所属する部や研究会の活動についてのみ「不法な行為をしないよう指導する責任」を認めて、これに所属しない同好会や愛好会の活動については、「不法な行為について被告の職員にこれを防止すべき義務はない」としているのは正当ではない。大学の管理上の監督責任は、正規の課外活動として認められているか否かによってその義務の有無の判定がなされるべきではなく、大学がその活

動を学内で認めているか否かによって判定されるべきである。この点についての判決の判断は正当である。

- (2) 本件T大学は、私立大学であるから学校事故の賠償責任については、民法709条の人の行為に基づく不法行為責任と、709条に基づき責任を負う者が被用者の場合としても715条により使用者の責任を負担する。被用者の責任は、「其事業ノ執行ニ付キ」負担するものであり、本件においては職員の能動的な加害行為に基づくものではないから、不作為による不法行為責任、即ち学生Aの生命侵害の発生を防止する法律上の義務に対する不作為の責任が問題となる。判決は、このような法律上の義務がT法令の規定又は契約によって定められたもののみならず、私法秩序の一部をなすものとして法による強制を要請される慣習もしくは条理に基く義務をも含む」とし、義務の成立範囲を広く解する。

大学に於いて、学生の課外活動に対するこのような安全保持義務は、如何なる根拠に基づくものと解されるのであろうか。大学は、「事業ノ執行」を行なうとしても、教育活動という特殊な事業を対象としている点で一般の事業所と職務内容を異にし、また被教育者が成年者であるか或いは自己の行為について責任の弁識能力を十分有する者を対象とする点で、小・中学校等の下級学校と義務の負担程度を異にする。数多く学校事故の事例をみる下級学校の裁判例においても学校教育法に求められている（熊本地裁昭和45・7・20判決、判例時報621号、大阪地裁昭和45・7・30判決、判例時報615号）。そして、さらにこの義務は、学校の校長ないし教員が、「生徒を親権者等の法定監督義務者に代って保護し監督する義務」（枚方高校事件、大阪地裁前掲）であるとも説明されている。しかし、下級学校においてすら、生徒に対する監督責任を親権者に代って責任無能力者を保護監督すべき代位責任と解することは疑問であろう。第1に、学校教育法の関係諸規定の解釈としてもそのような根拠は明確でないこと、第2に、生徒・児童を保護監督すべき責任は、集団的な教育活動という事業の性格、場所、学校の組織等に条件づけられたものであって、学校に固有のものといえる。第3に、このような任務は、教育活動を遂行する上での基本的条件となる責任であって学校の管理機関の管理運営上の責任というべきである（今村成和、「学校事故の法的責任」季刊教育法4）。学校においては、個々の教師も教育者としての地位のみならず、同時に学校の管理機構上の地位をも有するものと考えられ、後者の立場において教室等の施設や器具等の安全管理運営の責任が課せられるであろう。しかし、実際にはこれらの両者の立場は、特に教育活動の最中には併存し、教育活動の過程で管理者として立場から管理的措置がとられることはありうるし、その立場の区別の困難な場合も生ずる。いずれにしろ、生徒・児童を学校の施設や教育活動に内在する危険から保護監督すべき責任は、学校を教育上あるいは物的に管理運営する機関の固有の責任と解すべきであって、責任無能力の被教育者に対する保護監督という観点からとらえられるべきではない。それは、たんに具体的な事故の惹起した場合の責任負担の程度を決める一要素として考えられる。

学校事故に対する法的責任を以上のように考えるなら、小・中学校と大学の被教育者に対する監督責任を原理的に区別すべき根拠は存在しない。なぜなら、大学が成熟した責任能力をもった被教育者を対象とするとしても、責任能力という主観的要素も常に完全無欠なものではありえな

いし、またそれだけで大学の施設や教育活動に内在する不測の危険から被教育者を保護することはできないからである。学生も大学の講義や公式の行事、課外活動において、自己の意思を抑制された一定の従属関係に入るのであるから、学校の行事や教育活動に伴う危険について客観的な責任能力の範囲で大学が学校を管理運営する機関としての地位において、学生に監督責任を負担するのは教育法に共通の法理といえよう。ただ、学生の事理の弁識能力の程度を考えるなら、大学の教職員の監督義務は、大学における教育活動及びこれと密接不可分の関係にある生活関係に限定されるであろう。しかも、大学が監督責任を法的に問われるのは、管理機関の地位にある者が、具体的に危険を認識しうる状況にあること、その危険を防止する意思をもてば、防止しうる物理的な状況にある場合においてである。一般的な監督責任から直ちに法的義務が生ずるとみることはできない。

- (3) 以上のような見地に立って本件を考察するとすれば、結論の正否は事実認定の正否にかかっているといえる。もし、被害者Aについて、「T会の退会が非常に困難であること、強制的に練習させられ、練習中に暴行されること、退会しようとするれば、集団暴行を受け、生命侵害の危険もあることを告げた」という事実が正確であるとすれば、学生課長Cと学生主事Dの被害者Aに対する安全保持義務は、何らかの具体的な措置を要求されていたといえる。即ち、CとDは、大学の学生事務に関する管理機関としての地位において、練習中の暴行行為と退会に際しての集団暴行の事実と可能性について調査し、これらの事実と可能性が確認される場合には、学生Aの生命身体への侵害に対する安全措置を講ずる具体的な法的義務が生じていたといえる。一般的にいって、学生課長と学生主事が、学生の課外活動における暴力行為を目撃することは稀であるから、これらの事実と可能性の通知によってそれらの真否を確認することが可能となり、確認された場合には生命身体に対する危険を防止すべき相当の措置を講ずべき責任が要求されるといえる。本件においては、学生課長CがT会の過去に生命侵害を犯した暴力行為について事実の認識をもっていたと思われるのであり、事故発生時においてもAの生命身体に対する具体的な危険性について認識しうる状況にあったのであり、CとDが、学生Aについて安全措置はおろか、それらの事実を確め、T会の責任者に注意を与えることすら怠っていることから、CとDの職務上の作為義務違反は争われなれないと思われる。

ただ、CとDの職務上のT会に対する監督義務の範囲は、Aの退会に伴う集団暴行による生命侵害を防止すべき義務が含まれることは当然であるが、「すみやかに退会を認めるよう指示、指導すべき作為義務」まで含むかは、教育法的見地からは検討の余地があるであろう。何故なら、教育上認められる学生の課外活動については、それが大学の教育研究、事務管理の運営に支障がない限り、学生に集会結社の自由が認められるからである（学生の言論・表現の自由を認めたものとして、岡山地裁民事一部、昭44. 10. 2 岡山大学の執行停止事件の決定）。本件においても、学生AはT会の練習中の暴力と退会の際の集団暴行がなければ、T会からの退会を考えなかったと考えられるのであるから、CとDのT会に対する監督義務は、練習中の暴力と退会の際の集団暴行に対する措置に止まり、「退会を認めるよう指示、指導する措置」まで含むかは疑問といえよう。退会するか否かは、学生の自主的判断に委ねるのが、結社の自由、学習の自由の趣旨であり、

このような事項は「学生の指導訓育に関する事務」に含れないと解するのが妥当である。

しかし、このことから、T会の活動中の暴力と退会の際の集団暴行の事実と可能性を確め、それらの事実に対する安全措置を講ずることまで結社の自由、学習の自由の権利をたてに対抗しえないことはゆうまでもない。たとえ、学内の課外活動中の行為であったとしても、暴力行為は正当な権利の範囲を越えるのであり、学生の権利を理由としてCとDの不作为による職務義務違反を逃れることはできない。以上、判決の結論に賛成であるが、その過程への論題には教育法的観点からの考察を要すると考える。

